

佐伯市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐伯市総合計画の理念に基づき、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティ（性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識をいう。）が出生時に判定された性と異なる者をいう。）である2者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) いずれか一方が本市に住所を有すること。ただし、双方が本市に住所を有しない場合にあつては、原則としていずれか一方が宣誓の日から起算して14日以内に転入を予定していること。
- (3) 現に双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び宣誓に係る相手方以外の者との間にパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする2者（以下「宣誓をしようとする者」という。）は、双方そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に自署し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることが

できる。

- (1) 本市が発行する住民票の写し（本市に住所を有さず本市への転入を予定している場合にあつては、転出証明書その他本市への転入の事実が確認できる書類）（宣誓書を提出する日以前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 独身証明書又は戸籍抄本（宣誓書を提出する日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項各号の書類に類する書類（同項各号に規定する期間内に発行されたものに限る。）をもってこれに代えることができるものとする。
- 3 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類又はその写しの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 在留カード
 - (5) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、本人であることを証するものとして市長が認める書類
- 4 市長は、双方が本市に住所を有しない場合は、いずれか一方の転入後速やかに住民票の写しの提出を求めるものとする。
- 5 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所その他必要な事項について市長と調整するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（出生時に届け出られた性別に違和感を持つことをいう。）その他市長が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍等法令上の氏名に代えて、通称名（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができる。

（受領証の交付）

第6条 市長は、第4条第1項前段の規定による宣誓が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書に係る2者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写し及び確認書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により宣誓書に通称名を使用したときは、戸籍に記載されている氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を受領証の裏面に記載するものとする。

（受領証の再交付）

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、紛失、

毀損又は汚損等により受領証の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証を添えなければならない。

2 前項に規定する申請については、第4条第3項の規定を準用する。

（宣誓事項の変更）

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合（次条の規定により受領証を返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に、変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証（受領証の記載事項に変更が無い場合を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、変更届を提出しようとする者の一方又は双方が自ら変更届に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

2 前項に規定する届出については、第4条第3項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による変更届の提出があったときは、受領証の記載事項を変更し、宣誓者に交付するものとする。

（受領証の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証を添付して、市長に受領証を返還しなければならない。

（1）双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（2）一方が死亡したとき。

（3）双方が市内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。

（4）第11条の規定により、宣誓が無効又は取消しとなったとき。

（5）紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見したとき。

2 前項に規定する届出については、第4条第3項の規定を準用する。

（宣誓受領事実証明書の交付等）

第10条 市長は、前条第1項第2号の規定により受領証を返還した者（以下「2号返還者」という。）が希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領事実証明書（様式第7号）を交付するものとする。

2 市長は、2号返還者が引き続き当該受領証の保持を希望するときは、当該受領証に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、返却するものとする。

（宣誓の無効等）

第11条 宣誓書に記載されている内容に虚偽のものがあつたときは、その宣誓は無効とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日において、第4条第1項前段の規定によりなされた宣誓を取り消すものとする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないと市長が認めるとき パートナーシップにある2者の一方から返還届の提出があった日
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日

3 宣誓者は、前2項の規定により宣誓が無効又は取消しとなったときは、第6条の規定により交付を受けた受領証を、第9条の規定の例により市長に返還しなければならない。

(個人情報の適正な取扱い)

第12条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理し、及び保管するものとする。

(施策の推進に当たっての配慮等)

第13条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップがある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市内事業者及び団体との連携協力を努めるものとする。

2 市長は、パートナーシップがある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、佐伯市パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

佐伯市長 様

私たち と は、佐伯市パートナーシップ
宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、こ
ここに署名します。

年 月 日

（宣誓をしようとする者）

住 所

氏 名

（宣誓をしようとする者）

住 所

氏 名

（代筆者）

住 所

氏 名

注1 宣誓をしようとする者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能で
すが、下段に代筆者の住所及び氏名を御記入ください。

2 通称名で宣誓することができます。

3 氏名の欄は、戸籍上の氏名を御記入ください。

様式第2号（第4条関係）

パートナーシップの宣誓に関する確認書

年 月 日

佐伯市長 様

私たちは、佐伯市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づくパートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）に先立ち、以下の内容を確認した上で、宣誓を行います。

確認事項（以下の要件に該当することを確認の上確認欄に「✓」を付けてください。）	確認欄
第2条 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2者であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号 次のいずれかに該当すること。 ・ いずれか一方が本市に住所を有していること。 ・ 双方が市内に住所を有していない場合は、いずれか一方が14日以内に本市への転入を予定していること。 ※転入予定の場合は、転入後速やかに住民票の写しを提出すること。 (転入予定日： 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号 ・ 双方に配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）がないこと。 ・ 宣誓に係る相手方以外の者との間にパートナーシップ（パートナーシップに基づく養子縁組及び他自治体のパートナーシップ制度を含む。）がないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号 宣誓をしようとする者同士の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（養子縁組によって近親者となった者を除く。）がないこと。	<input type="checkbox"/>

住 所：

住 所：

氏 名：

氏 名：

(通称名：)

(通称名：)

電話番号：

電話番号：

(代筆者)

住 所：

氏 名：

様式第4号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

佐伯市長 様

年 月 日付けで交付されました受領証の再交付を受けたいので、佐伯市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに✓をしてください。）

- 紛失
- 毀損
- 汚損
- その他（理由： _____ ）

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（代筆者）

住 所 _____

氏 名 _____

注1 毀損又は汚損の場合、パートナーシップ宣誓書受領証の原本を添付して提出してください。

2 本人確認ができる書類又はその写しを提示してください。

様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書記載事項変更届

佐伯市長 様

佐伯市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更届を提出します。

年 月 日

(変更前)

(変更後)

住 所 _____

住 所 _____

ふり が な
氏 名 _____

ふり が な
氏 名 _____

ふり が な
(通称名) _____

ふり が な
(通称名) _____

電話番号 _____

電話番号 _____

(代筆者)

住 所 _____

氏 名 _____

注1 変更のあった事項のみ記入してください。

2 変更内容の分かる書類及びパートナーシップ宣誓書受領証を添付してください。

3 本人確認ができる書類又はその写しを提示してください。

様式第6号（第9条、第11条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

佐伯市長 様

佐伯市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（第9条・第11条第3項）の規定により、
受領証を返還します。

返還の理由（いずれかに✓をしてください。）

- パートナーシップの解消
- 宣誓者の死亡
- 双方の転出
- 宣誓の無効又は取消し
- 紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見

年 月 日

住 所 _____

住 所 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

電話番号 _____

（代筆者）

住 所 _____

氏 名 _____

注1 2人分のパートナーシップ宣誓書受領証（原本）を添付して提出してください。

2 本人確認ができる書類又はその写しを提示してください。

様式第7号（第10条関係）

パートナーシップ宣誓書受領事実証明書

佐伯市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条第1項の規定により、以下のとおり
両名がパートナーシップ関係にある旨の宣誓書を受領したことを証明します。

年 月 日

届出済みの内容

氏 名 _____

(通称名) _____

生年月日 _____

届出日 _____

受領証の返還届出者

氏 名 _____

返還届出日 _____

返還事由 _____ 年 _____ 月 _____ 日届出者のうち _____ の死亡による